

一定の複数建築物に対する制限の
特例に関する認定基準

門真市都市建設部建築指導課

目 次		ページ
第 1. 認定に際しての基本的考え方	_____	1
1. 認定の目的		
2. 認定の方針		
第 2. 適用範囲	_____	1
第 3. 技術基準	_____	1
1. 対象区域の面積		
2. 対象区域の形状等		
3. 対象区域と道路との関係		
4. 対象区域内の避難通路		
5. 対象区域内の日影規制		
6. 建築物の構造等		
7. 容積率、建ぺい率		
8. 広場等及び緑地の確保		
9. 標示板の設置		
第 4. 指導基準	_____	3
1. 景観上の配慮等		
2. 大阪府福祉のまちづくり条例への適合		
3. 建築着工時期		
第 5. 維持管理等	_____	5
1. 維持管理		
2. 承認		
第 6. 認定の取消し	_____	5
1. 認定の取消しの申請		
2. 認定の取消しの要件		
第 7. その他	_____	5
第 8. 手続き等	_____	5
1. 事前相談		
2. 認定申請及び添付図書等		
3. 同意を得た旨の報告		
4. 対象区域内建築物等維持管理責任者選任届		

第1. 認定に際しての基本的考え方

1. 認定の目的

この認定基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条第1項若しくは第2項又は法第86条の2第1項の規定に基づく認定（以下「法第86条の認定」という。）に関して、建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第10条の17及び平成11年4月28日付け建設省住宅局長通達に加え、技術基準及び指導基準その他必要な事項を定めることにより、本認定制度の適正な運用を図り、もって良好な市街地の環境を確保しつつ、建築物による土地の有効利用を実現することとする。

2. 認定の方針

- (1) 建築計画の内容、敷地の周囲の土地利用状況、都市施設の状況等から本認定基準によることが必ずしも適切でないと思われる場合は、法の趣旨等に従い、総合的な判断に基づき運用する。
- (2) 法第86条第1項の一団地又は第2項の一定の一団地の土地の区域（以下「対象区域」という。）内の各建築物の位置及び構造について、規則第10条の17及び認定基準に適合している等総合的な配慮がなされており、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものについて行うものとする。

第2. 適用範囲

本認定基準は、法第86条第1項若しくは第2項又は法第86条の2第1項の規定による認定について適用する。

第3. 技術基準

1. 対象区域の面積

対象区域の面積は、原則として500㎡以上とする。ただし、良好な市街地の環境が確保でき、周辺の環境にも配慮されたものとして「対象区域内の避難通路に関する特例基準」（別紙）における特例基準Ⅰ及び特例基準Ⅱの適用の場合については、この限りでない。

2. 対象区域の形状等

- (1) 対象区域の形状は、出来る限り整形なものとする。
- (2) 法第86条第2項の規定に基づく認定にあつては、各建築物の敷地は相互に接続するものであること。
- (3) 認定することによって袋地となる敷地が出現しないこと。

3. 対象区域と道路との関係

対象区域と道路（法第42条に規定する道路の他、市に移管される予定の道路及び認定予定道路を含む）との関係は、次の各号に該当すること。

- (1) 対象区域が接する主たる前面道路の現状幅員は、原則として4m以上とし、当該道路は4m以上の幅員を有する他の道路に有効に接していること。
- (2) 対象区域に接する道路又は対象区域内に含まれる道路について、「災害に

強いすまいとまちづくり整備計画」等の計画がある場合は、当該計画との整合を図ること。

4. 対象区域内の避難通路

対象区域内の各建築物から前面道路に通じる避難上及び通行上有効な通路（以下「避難通路」という。）を、次に定める事項に基づき設けること。ただし、対象区域の状況等により市長がやむを得ないと認めた場合で、各建築物の出入口が道路に面して有効に接続する等避難の安全性が確保されるものについては、この限りでない。

(1) 避難通路の幅員は、4 m以上とすること。ただし、「対象区域内の避難通路に関する特例基準」（別紙）に該当する場合については、この限りでない。

なお、対象区域の面積が1,000㎡以上の住宅団地内に設ける避難通路の幅員は、原則として6 m以上であること。（一戸建て住宅団地等を除く）

(2) 避難通路は、側溝、縁石等により境界を明確にすること。

(3) 避難通路の動線形態は複雑なものでないこと。

(4) 避難通路が袋路地状となる場合は、その位置、形状について将来2方向避難が可能となるよう配慮すること。

5. 対象区域内の日影規制

日影規制の対象となる区域内に建築する中高層建築物を対象とし、当該建築物が対象区域内の他の建築物の居住の用に供する部分に対して、次に定める事項に従い一定時間、日影となる部分を生じさせることのないものであること。

(1) 対象となる建築物は、法第56条の2及び大阪府建築基準法施行条例（昭和46年条例第4号）第69条、法別表第4（い）欄の各項に掲げる地域又は地区に応じた同表（ろ）欄の当該各項に掲げる建築物とする。ただし、既存の建築物が区域内の他の建築物に生じさせる日影については審査の対象としないものとする。なお、平成11年5月1日以降に新たに認定された建築物については、この限りでない。

(2) 日影時間は、大阪府建築基準法施行条例第69条によるものとする。規制値は、法別表第4（に）欄の上段（敷地境界線からの水平距離が10 m以内の範囲における日影時間）に掲げる時間とする。

(3) 日影時間の測定については、対象区域内における建築物で居住の用に供する部分において行うこと。

なお、居住の用に供する部分が、敷地境界線からの水平距離が5 mよりも近い位置にある場合は、敷地境界線から5 mの部分の測定位置として測定する。

(4) 日影時間測定レベルについては、当該部分が、当該建築する建築物に係る同表第4（い）欄の各号に掲げる地域又は区域に対応する同表（は）欄の各項に掲げる平均地盤面からの高さにおいて測定する。

なお、当該部分が、同表（は）欄の各項に掲げる平均地盤面からの高さより低い場合は、同項に掲げる平均地盤面からの高さを測定レベルとして測定する。

6. 建築物の構造等

(1) 採光、通風の確保

対象区域内の各建築物に対する採光規定（法第28条）の適用における有効採光面積の算定については、隣地境界線からの距離に代えて相対する建築物からの距離によって算定する。

(2) 建築物の構造制限

対象区域内の建築物（法第86条第2項における一定の一団の土地の区域の認定の場合の既存建築物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。ただし、物置、自転車置場等の附属建築物で防火上支障がないと認めるものについては、この限りでない。

(3) 外壁の後退

各建築物の外壁は、避難通路に面する場合、原則としてその境界線から1m以上後退すること。ただし、避難通路に面する外壁について、防火上の措置を講じる場合は、この限りでない。

7. 容積率、建ぺい率

(1) 対象区域全体で、容積率制限（法第52条）及び建ぺい率制限（法第53条第1項及び第2項）を適用する。ただし、対象区域が複数の街区にまたがる時は、各街区単位で適用すること。

(2) 対象区域が複数の地域地区に跨る場合の地域地区間の容積の移転に際しては、それぞれの地域地区において定められている容積率制限に配慮して、周辺の市街地環境との整合を図ること。

8. 広場等及び緑地の確保

対象区域の規模が1,000㎡以上の住宅団地については、次に定める広場等及び緑地を確保すること。

(1) 対象区域内の広場等（避難通路と一体となった共用庭並びに団地内公園及び広場をいう。）の面積は空地面積（対象区域面積から当該対象区域内にある建築物の建築面積の合計を減じた面積をいう。）の6%以上とする。

(2) 対象区域内の空地においては植樹により緑地を確保するものとし、原則としてその面積は上記の広場等及び緑地面積を併せて、対象区域の空地面積のおおむね30%以上確保すること。

(3) 対象区域内の主要な公園等には、適切な日照を確保すること。

9. 標示板の設置

対象区域内の見やすい場所に、本対象区域が法第86条の認定を受けた旨である内容を記載した標示板を様式Aにより設けること。

第4. 指導基準

1. 景観上の配慮等

(1) 建築物等の配置及び意匠

対象区域内の建築物等の配置及び意匠については、良好な市街地環境の形成に資するよう景観上配慮されたものであること。

(2) 敷地内緑化

対象区域内においては、対象区域面積の3%以上の緑地を設け、計画的な植栽につとめるとともに、良好に維持管理すること。また、地域の個性をかたちづくる樹種の選定、樹木の配置の工夫等に努めること。

2. 大阪府福祉のまちづくり条例への適合

大阪府福祉のまちづくり条例第2条に規定する都市施設を含む場合は、当該都市施設を同条例第10条に規定する整備基準に適合させること。ただし、既存の都市施設にあつては、改善計画の作成をもってかえることができる。

3. 建築着工時期

対象区域内の各建築物は、原則として同時期に着工すること。（既存建築物を除く。）

第5. 維持管理等

1. 維持管理

建築主、対象区域内の土地若しくは建築物の所有者又は管理者は、認定計画書等を遵守するとともに、対象区域内の土地及び建築物について、次に定める事項に従い、将来にわたり法及び認定条件に従って適正に維持管理しなければならない。

(1) 法第86条の認定を受けていることについて

- ・対象区域内の各建築物については、法第86条の規定に基づき、複数の建築物が一体的なものとして、法における容積率制限や建ぺい率制限等の特例対象規定が適用されていること。
- ・今後、対象区域内で建築物の建て替え、増改築等を行う場合は、別途市長の認定が必要となる。

(2) 避難通路

- ・対象区域内に避難及び通行の安全性の確保の観点から避難通路が設けられている場合は、建築主又は対象区域内の土地若しくは建築物の所有者がその責任と負担において、常時適正な状態に維持管理すること。
- ・避難通路は、他の用途に使用又は変更することができない。

(3) 対象区域内建築物等維持管理責任者選任等

- ・対象区域内建築物等維持管理責任者は、対象区域内を適正に管理するよう努めること。
- ・対象区域内建築物等維持管理責任者が変わった場合は、変更届けを提出すること。
- ・維持管理を業者に委託する場合は、管理委託契約書に対象区域及び建築物の維持管理に関する事項を明記すること。

(4) 認定計画書等の保管

- ・建築主又は対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者は、認定通知書等を適正に保管すること。

(5) 標示板の管理

- ・対象区域内に設置されている、法第86条の認定を受けたものである旨を標示した標示板は、建築主、対象区域内の土地若しくは建築物の所有者

又は管理者がその責任と負担において、常時適正な状態に維持管理すること。

2. 承継

対象区域内の土地又は建築物を第三者に売買、譲渡又は賃貸する場合には、建築主、当該土地及び建築物の所有者並びにこれに係わる宅地建物取引業者は、売買契約書（賃貸の場合は、賃貸契約書）、重要事項説明書、管理規約等に上記「1. 維持管理」に掲げる事項を明記し、買い主又は入居者等に十分周知しなければならない。

第6. 認定の取消し

1. 認定の取消しの申請

法第86条の5第2項の規定に基づく認定の取消しの申請手続きは、事前相談後、対象区域内の土地の所有権又は借地権を有する者全員の合意を得た上で、規則別記第65号様式による申請書の正本及び副本に「認定申請時等の必要書類」に定める図書等を添えて提出すること。

2. 認定の取消しの要件

認定の取消しは、当該認定の取消しにより、違法な状態とならない場合に限って認める。

第7. その他

(1) 認定区域内に避難通路等を設ける場合は、その通路等を適正に維持管理するため、建築協定や通路の維持管理に関する協定等を締結するように努めなければならない。

(2) 法第86条第1項若しくは第2項又は法第86条の2第1項の規定による認定を受けた後、当初の計画から逸脱した場合、特定行政庁は是正を命じることがある。これに応じない場合は、必要な是正措置をとることがある。

第8. 手続き等

1. 事前相談

認定申請の提出に先立ち、様式Bによる事前相談書に「認定申請時等の必要書類」に定める図書等を添えて提出すること。

2. 認定申請及び添付図書等

認定申請は、規則61号様式に定める認定申請書の正本及び副本に、「認定申請時等の必要書類」に定める図書等を添えて提出すること。

3. 同意を得た旨の報告

法第86条第1項若しくは第2項の規定による認定申請に際して、申請者以外に対象区域内にある土地について所有権又は借地権を有する者がいるときは、これらの者の同意を得た旨を、様式Cにより報告すること。

4. 対象区域内建築物等維持管理責任者選任届

建築主又は対象区域内の土地若しくは建築物の所有者は、対象区域及び建築物等の日常の維持管理について、対象区域内建築物等維持管理責任者を選任し、当該管理者の誓約書とともに様式Dにより市長に届け出ること。

附則

1. 本認定基準は、平成13年11月15日から施行する。
2. 旧基準（大阪府の認定基準）の区域を含めて新たに認定を受ける場合には、当該区域内の既存建築物について、本認定基準によらないことができる。

対象区域内の非難通路に関する特例基準

下の表における適用タイプ毎に、それぞれの適用条件をみたすものについて最低幅員欄に掲げる幅員以上の避難通路を設けること。

適用タイプ	適用条件				幅員
	用途	規模	通路を使用する敷地の数	延長距離等	
特例基準 I	次のいずれかに該当するもの ・専用住宅 (2世帯住宅を含む) ・兼用住宅 (延べ面積の1/2以上を居住の用に供しているもので、住宅以外の用途に供する部分の床面積が50㎡以下のもの)	建築物の高さ10m以下かつ地階を除く階数3以下 認定区域面積500㎡未満	2以下	避難通路の延長距離 20m 未満 (但し 2以上の道路または43条ただし書の規定による空地等で幅員4m以上のものに有効に接続する場合はこのかぎりでない)	2 m 以上
特例基準 II	次のいずれかに該当するもの ・専用住宅 (2世帯住宅を含む) ・兼用住宅 (延べ面積の1/2以上を居住の用に供しているもので、住宅以外の用途に供する部分の床面積が50㎡以下のもの) ・低層連続住宅	建築物の高さ10m以下かつ地階を除く階数3以下 認定区域面積500㎡未満	6以下	避難通路の延長距離 35m 未満 (但し 2以上の道路または43条ただし書の規定による空地等で幅員4m以上のものに有効に接続する場合はこのかぎりでない)	3 m 以上

注記：「特例基準 I」及び「特例基準 II」については、次のいずれかに該当するものを対象とする。

- 一 平成11年5月1日時点で既に建っている建築物を含むものであって、かつ、「整備計画の定めのある災害に強いすまいとまちづくり促進区域」内におけるもの。
- 二 対象区域内の各建築敷地は、平成11年5月1日時点で既に建築物が建っている敷地であって、かつ、法第43条第1項に規定する接道条件が満たされない敷地における建築物の建替えであること。

建築基準法第86条認定に際しての遵守事項

〔別紙〕

この認定申請区域内の各建築物は、建築基準法第86条の規定に基づき、区域内の複数の建築物が一体的なものとして、容積率制限や建ぺい率制限等の特例対象規定（下表参照）が適用されています。

今後は、次のような条件を守っていただく必要がありますので留意して下さい。

1. 避難通路をはじめ、対象区域内の土地及び建築物については、常時建築基準法及び認定条件に従って、適正な状態に維持管理しなければなりません。
2. 建築基準法第86条の規定に基づき、対象区域を一の敷地として適用される特例対象規定については下表のとおりです。なお、今回の認定の際に適用されている条項は「適用の有無」欄に○印が付されている条項です。
3. 対象区域を適正に管理していただくため、対象区域内維持管理責任者選任届を提出して下さい。
 - ・維持管理責任者は原則として認定申請者とします。
 - ・維持管理責任者が変わった場合は、対象区域内維持管理責任者選任変更届を提出して下さい。
4. 対象区域内で建築物の建て替えや、増改築等を行う場合は、別途、特定行政庁の認定が必要です。
5. 対象区域内の土地の所有権又は借地権を有する者は、認定計画書及び本同意書を各自の責任において適正に保管し、土地又は建築物を転売、譲渡又は転賃する場合は相手方にこれらを継承し、説明を行う必要があります。
6. 本認定の取消しは、取消しをすることにより違法な状態が出現しない場合にのみ認められます。その際には、対象区域内の土地の所有権又は借地権を有する者全員の合意が必要となります。

「特例対象規定」条項	内 容	適用有無
第23条	外壁	
第43条	敷地と道路の関係	
第52条 第1～11項	延べ面積の敷地面積に対する割合	
第53条 第1、2項	建築面積の敷地面積に対する割合	
第54条 第1項	第1、2種低層住宅専用地域内における外壁後退	
第55条 第2項	第1、2種低層住宅専用地域内における高さ制限	
第56条 第1～4、6項	建築物の各部分の高さ	
第56条の2第1～3項	日影による中高層の建築物の高さの制限	
第59条 第1項	高度利用地区	
第59条の2第1項	総合計画	
第60条 第1項	特定街区	
第62条 第2項	準防火地域内の建築物	
第64条	外壁の開口部の防火戸	
第68条の4第1～3項	住宅高度利用地区計画の区域内の制限の緩和等	
第68条の5第1項	再開発地区計画の区域内の制限の緩和等	

認定申請時等の必要書類

・認定申請時等には次に掲げる図書を提出すること。

図書の種類	明示すべき事項	必要書類 (○印のもの)				
		事前 相談	86条 第1 項	86条 第2 項	86条 の2	86条 の5
1 事前相談書	様式B	○				
2 認定申請書	規則別記 第61号様式 (取消し 第65号様式)		○	○	○	○
3 認定計画概要書	様式E	○	○	○	○	
4 認定を受けようとする理由書	・別添とし、認定を受けようとする理由を詳細に記入する		○	○	○	○
5 同意を得た旨の報告書	・様式C ・印鑑証明と同一の印にて捺印		○	○		○
6 認定計画説明書	・認定計画に関する説明のために講じた措置を記載。 ・説明内容、説明日時、説明者、説明を受けた者の氏名等を記載。				○	
7 土地の地籍図の写し	・里道 (赤色)、水路 (水色)、堤塘敷 (茶色) にて着色	○	○	○		○
8 土地の登記事項証明書		○	○	○		○
9 印鑑証明書			○	○		○
10 対象区域内維持管理責任者選任 (変更) 届	・様式D ・管理責任者の変更がある場合は変更届けを提出。		○	○		
11 対象区域の維持管理	・被分譲者との契約書 (案)、団地の管理規約 (案) 建築協定書 (案) など		○	○	○	
12 対象区域標示板詳細図	・様式A ・材料、寸法、明示する事項		○	○	○	
13 付近見取り図	・方位、道路、目標となる地物を記入し、都市計画で定められた用途地域を着色する。 ・申請区域を赤色で囲むこと。 縮尺:1/10,000	○	○	○	○	○
14 建物用途別現況図	・敷地境界線より300mの範囲の建築物を用途別に着色する。別添建物用途別現況図作成要領参照。 縮尺:1/2,500	○	○	○	○	
15 配置図	・縮尺、方位、敷地の境界線 (赤色)、対象区域内における建築物の位置、用途、構造及び階数、申請にかかる建築物と他の建築物の別、団地内の主要通路、通路の位置及び幅員、スロープの勾配、広場等の位置 (公園は黄色、緑地は緑色で着色すること。) 及び面積、敷地に接する道路の位置、名称及びその幅員並びに隣接建築物の配置状況、延焼の恐れのある部分の外壁間距離及び開口部の位置、避難通路と各建築物の外壁間距離、標示板の位置	○	○	○	○	○
16 道路の配置図	・縮尺、方位、申請区域 (赤色着色) ・道路・通路の位置、道路名称及びその幅員並びに主要幹線道路との接続	○	○	○	○	○

図書の種類	明示すべき事項	必要書類（○印のもの）					
		事前 相談	86条 第1 項	86条 第2 項	86条 の2	86条 の5	
17	敷地面積求積図	・各敷地毎の求積図及び全体求積図	○	○	○	○	○
18	動線計画図	・歩行者（青色細線）、避難経路における主たる出入口に到る通路（青色太線）、一般車（橙色太線）、緊急車（赤色細線）、搬出入車（緑色細線）の動線を着色すること。	○	○	○	○	○
19	排水計画図	・雨水（空色）、雑排水（青色）、汚水（茶色）で着色すること。 ・対象区域外の放流先まで明記すること。 ・集中し尿浄化槽を設ける場合は、処理能力を記入すること。	○	○	○	○	○
20	植栽計画図	・樹種名、高さ、幹回り、本数		○	○	○	
21	公園、緑地面積求積図	・敷地面積、000 m ² 以上の住宅付地の場合に必要		○	○	○	
22	各階平面図	・縮尺、方位、間取、各室の用途及び面積、主要部分の寸法、階段の手すりの有無、スロープ配	○	○	○	○	○
23	床面積求積図	・各敷地毎の求積図及び全体求積図		○	○	○	○
24	主要立面図	・二面 ・縮尺、開口部の位置、仕上げ	○	○	○	○	○
25	主要断面図	・二面 ・隣接する2以上の建築物を含めて表現。 ・縮尺、建築物の床の高さ、軒の高さ及び全体の高さ敷地断面を併記し、敷地外の斜線制限を記入する。	○	○	○	○	○
26	日影図（1）	・対象区域全体の平均地盤面から4m又は1.5mの高さの測定面上の日影図 ・規制時間の等時間線を着色すること。（5m-青色 10m-赤色）		○	○	○	
27	日影図（2）	・各敷地の地盤面から4m又は1.5mの高さの測定面上の日影図（影が同一地の区域外に出ない敷地は省略することができる。） ・規制時間の等時間線を着色すること。（5m-青色 10m-赤色）		○	○	○	○
28	日影図（3） （隣棟間日影図）	・日影の影響を受ける各敷地の地盤面から、4m又は1.5mの高さの測定面上の日影図。 ・規制時間の等時間線を着色すること。（大阪府建築基準法施行条例第69条の表による5mを超え10m以内の日影時間を青色にて着色、近隣商業地域及び準工業地域については5時間とする） ・申請部分が対象区域内の居住の用に供する他の建築物の部分に日影を落とす場合必要		○	○	○	
29	平均地盤算出図	・各建物毎に周長と見附面積を算出し、集計すること		○	○	○	○
30	その他	・特定行政庁が必要と認める資料	○	○	○	○	○
31	認定計画書	規則別記 第64号様式		○	○	○	

※なお、事前申請時には上記指定の図書を3部提出すること。

・大阪府福祉のまちづくり条例第2条に定める都市施設に該当するものは次の図書を添付すること。

	図書の種類	明示すべき事項	必要書類 (○印のもの)				
			事前 相談	86条 第1 項	86条 第2 項	86条 の2	86条 の5
32	特定施設設置工 事事前協議書 (建築物)	<ul style="list-style-type: none"> 様式指定 (大阪府福祉のまちづくり条例施行規則第7条に定める様式第2号) 大阪府福祉のまちづくり条例第14条に定める特定施設を設置するとき。(その他の都市施設を含む) 		○	○	○	
33	特定施設事前協 議項目表	<ul style="list-style-type: none"> 様式指定 (大阪府福祉のまちづくり条例施行規則第7条に定める様式第3号) 各棟毎に作成すること。 (その他の都市施設を含む) 対象となる項目がない場合は——で消して下さい。 		○	○	○	
34	既存施設改善計 画届出書 (建築物)	<ul style="list-style-type: none"> 様式指定 (大阪府福祉のまちづくり条例施行規則第10条に定める様式第7号) 大阪府福祉のまちづくり条例第14条に定める既存の特定施設を設置しているとき。 (その他の都市施設を含む) 			○	○	
35	既存施設改善計 画項目表	<ul style="list-style-type: none"> 様式指定 (大阪府福祉のまちづくり条例施行規則第10条に定める様式第8号) 各棟毎に作成すること。 (その他の都市施設を含む) 対象となる項目がない場合は——で消して下さい。 			○	○	
36	福祉整備内容を 標示した配置図 及び各階平面図	<ul style="list-style-type: none"> No.15.22の配置図及び各階平面図を兼ねてもよい。 	○	○	○	○	

建物用途別現況図 作成要領

建物用途別の着色は、下記によること。

建 物 用 途	具 体 例	色
官・公署施設	裁判所 税務署 市役所 清掃事務所 警察署 消防署 郵便局 電話局 電信中継所	茶
運輸・公共施設	駅舎 卸売市場 汚水処理場 ガスタンク 変電所 営業倉庫	こげ茶
文教・厚生施設	学校 図書館 公民館 神社 保育所 体育館 博物館	緑
病院施設	病院 助産所 託児所 保健所 母子・老人ホーム	橙
興業施設	劇場 映画館 演芸場	黒
遊興施設 宿泊施設・等	パチンコ店 マージャン屋 ボーリング場 野球場 旅館 宿泊所 ホテル 料亭 キャバレー ダンスホール	紫
販売・商業施設	百貨店 小売店舗 飲食店 サービス店舗 浴場 結婚式場	赤
業務施設	銀行 事務所 貸し会議室 放送局 通信社 新聞社	桃
住居施設※	住宅 寄宿舍 寮 共同住宅	黄
農林漁業施設	家畜飼育所 温室 漁業施設	黄緑
工業施設	工業 作業場 印刷所	青
その他	小さな倉庫 工事事務所	水

※兼用住宅は、□ 内を黄色で塗り、輪郭を兼用用途の色で描いて下さい。

法第86条の認定における手続きの流れ

